210

質問第二一〇号平成二十一年三月十三日提出

東京地方検察庁特別捜査部に関する質問主意書

提出者

鈴

木宗

男

東京地方検察庁特別捜査部に関する質問主意書

東京地方検察庁特別捜査部 以下、 「東京地検特捜部」という。)は、 特捜部長を頂点として「特殊直

告一班」、 「特殊直告二班」、 「財政経済班」の三つの班から構成されていると承知するが、 確認を求め

る。

二 「特殊直告一班」、 「特殊直告二班」、 「財政経済班」にはそれぞれ副部長が置かれていると承知する

が、確認を求める。

三 「特殊直告一班」、 「特殊直告二班」、 「財政経済班」 はそれぞれどの様な事案を取り扱うこととなっ

ているのか説明されたい。

兀 般に、 新聞やテレビ等の記者はじめ各報道機関 (以下、 「マスコミ」という。)が「東京地検特捜

部 に対して取材を行う際、 どの様な手続きを踏むことが求められるのか説明されたい。

五. 光文社発行の週刊FLASH三月二十四日号の十八頁から十九頁にかけて、

「Q 5.記者はどうやって取材しているの?

A 5. 部長と三名の副部長は、朝と夜に『●時ごろ、××のあたりで』と事前に決めて、 取材に応じ

ている。それと庁舎内での一回を含め一日に三回、 担当記者は話を聞くことができる。」

との記述があるが、 右記述は事実を反映しているか。 「マスコミ」が「東京地検特捜部」に対して朝と夜

に取材を行う際、特捜部長、 各班の副部長との間で、 事前に時間と場所を決めるというのは事実か。

六 五と同じFLASHの十九頁に、

「現場の検事や検察事務官への取材は原則禁止。接触しているのが見つかれば特捜部への〝出入り禁

此に。」

との記述があるが、 右記述は事実を反映しているか。 「東京地検特捜部」として、「マスコミ」が現場の

検察官及び検察事務官に対して取材することを禁止し、それを破った者は「東京地検特捜部」への出入り

を禁ずるという事実はあるか。

右質問する。